

下級裁判所裁判官指名諮問委員会仙台地域委員会

(平成16年度第1回) 議事要旨

第1 日時

平成16年9月22日(水) 午前9時

第2 場所

仙台高等裁判所第2会議室

第3 出席者

(委員) 河上正二・佐々木廣充・千葉勝郎(委員長)・樋口晟子・別府英明

(庶務) 中鉢仙台高裁総務課長・宮城仙台高裁総務課課長補佐

(説明者) 秋葉仙台高裁事務局長

第4 議題

- 1 委員長について
- 2 指名候補者に関する情報受付の周知依頼の範囲について
- 3 次回の予定について

第5 議事

1 委員長について

昨年の地域委員会において、「委員長については、1年たった段階で見直すこともあり得る。」とされていたことから、委員長が各委員に諮ったところ、千葉委員長が委員長を継続して務めることについて、委員全員が了承した。

2 庶務から、昨年度の仙台地域委員会の審議結果及び当日までの中央の委員会の審議結果について説明された。

3 指名候補者に関する情報受付の周知依頼の範囲について

(1) 一般的な情報収集の在り方について

9月14日付け下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務からの通知に従って情報収集依頼をするについて、「昨年地域委員会において、指名候補者について特段の必要性があれば情報受付の周知依頼の範囲を広げるかどうかについて検討するとの取りまとめがなされているが、今回、相馬支部の裁判官については、仙台弁護士会所属の弁護士がかなり関与しているので、同弁護士会に対する情報受付の周知依頼を検討してはどうか。情報提供の依頼先を、関与している弁護士会のベスト3まで広げることにはどうか。」との意見に対し、「相馬支部の指名候補者についてのみ他の弁護士会に依頼した場合、当該候補者について特別扱いしているような受け止め方をされるのではないか。相馬支部の場合は、仙台弁護士会の弁護士の関与率が半分以下なので、あえて特別扱いをして同弁護士会に依頼する必要はないのではないか。」、「情報受付の周知依頼の範囲を広げるのであれば、恣意的にやっていると誤解を受けないようにすべきであり、何らかの客観的な基準を設けるべきである。例えば、隣接県の弁護士が3割以上活動していれば当該隣接県の弁護士会にも依頼をするという基準はどうか。」、「基準を設けるとしても、どういう数値を基礎にするかという問題もあるが、少なくとも1年くらいの期間の数値調査が必要ではないか。」、「事情変更により、感覚的におよそ3割を超えたとの合理的な推定が働くときに、委員からの申し出によって調査をするということによからう。」との意見が出され、その上で、委員長において次のとおり取りまとめた。

指名候補者の所属する裁判所所在地の隣接県の弁護士会に所属する弁護士が、指名候補者が所属する支部の事件に関与する割合が3割を超える場合には情報受付の周知依頼をすることとするが、今回は該当する庁がないので、原則どおり、現任庁の対応庁会にのみ情報受付の周知依頼を行うこととする。

なお、情報受付の周知依頼文書については、一部修文の上、別紙のとおり了承された。

(2) 弁護士会に対する書簡の発送について

前記9月14日付け通知に基づき管内弁護士会長あてに書簡を送付することについて、「書簡の文言は9月14日付け通知のとおり引用し、中央の委員会の意向であることがわかるようにしてはどうか。」、「弁護士会としては、会員が情報を出しやすくするため、周知の支援をしていこうとやっているだけであり、弁護士会が、弁護士個人から出された情報について聞き直すとか、会として情報を取りまとめるといったことは行っていない。昨年度の弁護士会に対する要請後、中央の委員会が指摘するような情報が提供されていないのに、再度同種の周知文書を送付するのはいかがなものか。改めて送付するとしても、そのことを踏まえた文書にすべきである。」との意見が出され、管内弁護士会長あて書簡については、一部修文の上、別紙のとおりとすることです承された。

(3) 重点審議者の情報収集の在り方について

審議の結果、重点審議者について、中央の委員会からの依頼どおり、他の指名候補者と同様に名簿に在籍期間を記載して情報収集を依頼することについて、「このような方法で情報収集の周知依頼を行うと、重点審議者であることがわかってしまうのであり、このような方法しかないのかという問題がある。」との意見、また、「在籍期間を表示すると一目瞭然となってしまう

う。」、「在籍期間を記載するのは、情報収集に有益だからであろう。」、「仮に在籍期間を表示しなくとも結局は重点審議者であることはわかってしまう。」等の意見が出された。

その上で、中央の委員会の依頼どおりの形で、重点審議者の前任庁に情報受付の周知依頼を行うこととされた。

(4) 判事補任命候補者の情報収集の在り方について

判事補任命候補者について、名簿を提供しての一般的な情報収集は行わないとすることについて、「地域委員会としては、各庁会に対して、判事補任命候補者について特段の情報があれば地域委員会に対して情報を提出できる旨を周知すべきである。例えば、『修習生からの新任判事補の指名候補者に関する情報収集については、当地域委員会としては、名簿を明らかにしての情報提供依頼は行わないことになっていますが、特段の情報が寄せられたときには、中央の委員会にその情報を提供することになっていきます。』という形で通知してはどうか。」、「一般的な情報受付の周知依頼をする際に、その旨付記してはどうか。」、「決まったことを通知するだけであり、その程度のことは地域委員会としてやっても差し支えないと考える。」との意見や、これに対して、「修習生の実務修習地における情報は各庁会を通じて全部集まるし、実務修習後も報告ができることになっていることから、そこから漏れた情報というのはかなり特殊な情報であろう。一般的に情報収集をしているとしたときの修習生に与える影響、修習生の立場への配慮ということも考慮し、地域委員会としては、特段の情報収集を行わない、ということではないか。」、「仮に周知するとしても、中央の委員会において行うべき事柄であり、個々の地域委員会において別々に行うことは問題であろう。」との意見が出された。

その上で、委員長から、「他の委員会との横並びということもあることか

ら、中央の委員会で情報提供できる旨の通知をすることについて差し支えないということであれば、それに従うこととしたい。」旨発言があり、他の委員もこれを了承した。

(5) その他

情報受付の周知依頼に基づき、当委員会に情報が提供された場合は、従前どおり、その都度、庶務において各委員に連絡し、各委員は、来庁して提供情報を開覧することとされた。

第6 次回の予定について

10月27日(水) 午前9時